第４章　史跡幡羅官衙遺跡群及び関連遺跡の発掘調査概要

4-1　幡羅遺跡の発掘調査成果

4-1-1　調査などの経過と方法

（１）調査の経過

史跡の幡羅官衙遺跡を含む深谷市幡羅遺跡は、以前は、下郷遺跡の一部であったが、平成 13（2001）年度に実施した開発計画に伴う２度の確認調査の結果、大型高床倉庫４棟を検出し、それらが幡羅郡家正倉と評価された。そのため、郡家に関わる範囲を下郷遺跡とは区分し、新たに幡羅遺跡とすることとした。深谷市教育委員会では、この幡羅遺跡を特に重要な遺跡と認識し、その詳細を把握するための範囲内容確認調査を計画し、それ以降、平成 22（2010）年度まで 35 次に及ぶ調査を実施した。その結果、正倉・館・実務官衙・道路などの遺構を確認し、現時点では郡庁は未確認であるものの、郡家遺構の広がりと良好な遺存状態が明らかとなった。

表 16　発掘調査区一覧表

年度	調査次	調査期間	調査面積	年度	調査区	調査期間	調査面積
平成 13 (2001)	第１次	H13.4.11～5.31	280 ㎡	平成 17 (2005)	第 17 次	H17.8.3～8.5	200 ㎡
	第２次	H13.10.17～12.7	1000 ㎡		第 18 次	H17.9.1～12.15	2700 ㎡
平成 14 (2002)	第３次	H14.7.24～10.23	2000 ㎡	平成 18 (2006)	第 19 次	H18.4.11～8.18	4000 ㎡
平成 15 (2003)	第４次	H15.9.10～H16.2.10	2000 ㎡		第 20 次	H18.9.4～11.13	2000 ㎡
平成 16 (2004)	第５次	H16.7.1～11.30	1800 ㎡	平成 19 (2007)	第 21 次	H19.4.11～6.29	1400 ㎡
	第６次	H16.9.7～10.29	200 ㎡		第 22 次	H16.6.14～6.26	370 ㎡
	第７次	H16.9.7～11.30	700 ㎡		第 23 次	H19.7.11～9.26	280 ㎡
	第８次	H16.12.1～12.24	200 ㎡		第 24 次	H19.7.9～9.26	180 ㎡
	第９次	H17.2.8～2.22	100 ㎡		第 25 次	H19.9.11～9.26	50 ㎡
	第 10 次	H17.3.7～3.11	100 ㎡		第 26 次	H19.7.17～9.26	500 ㎡
	第 11 次	H17.3.7～3.11	100 ㎡		第 27 次	H19.8.7～9.26	1000 ㎡
	第 12 次	H17.3.17～3.22	100 ㎡		第 28 次	H19.7.3～9.26	1350 ㎡
	第 16 次	H16.11.1～12.24	200 ㎡		第 29 次	H19.10.16～10.25	1000 ㎡
	第 33 次	H16.8.1～8.31	800 ㎡	平成 20 (2008)	第 30 次	H20.4.14～5.28	600 ㎡
	下郷３次	H16.4.21～5.27	1000 ㎡		第 31 次	H20.4.23～5.30	600 ㎡
	下郷４次	H16.6.22～6.30	1000 ㎡		第 32 次	H20.6.2～7.18	1800 ㎡
平成 17 (2005)	第 13 次	H17.4.14	50 ㎡		第 34 次	H20.9.25～11.14	500 ㎡
	第 14 次	H17.4.15～5.17	600 ㎡	平成 22 (2010)	第 35 次	H23.2.24～3.17	140 ㎡
	第 15 次	H17.5.16～6.1	200 ㎡				

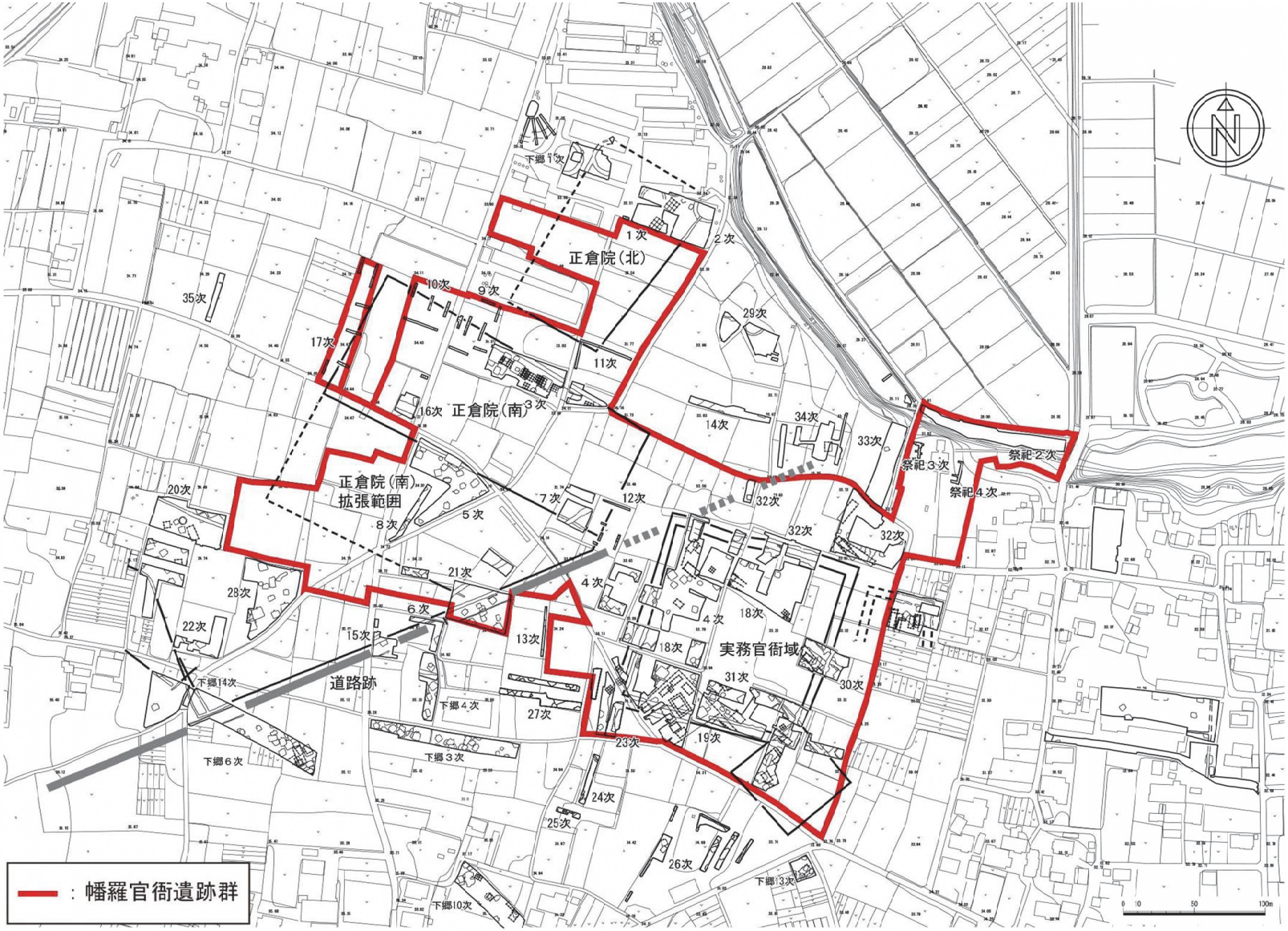

図 33　史跡及び周辺関連遺跡の遺構配置図

これまでの調査・研究の結果、幡羅遺跡では、幡羅郡家に係る重要な官衙施設に係る遺構・遺物が確認され、かつ地権者の同意が得られた範囲が幡羅官衙遺跡として史跡に指定された。

（2）調査の方法

台地上にある幡羅官衙遺跡では、地表に露出している遺構は認められず、遺構は全て地中に埋蔵されている。確認した遺構は、遺構保存の観点から完掘はせず、一部のみ掘り下げを行うに留めている。調査後は、遺構表面及び遺構確認面を砂で被覆した後に埋め戻し、地中に現状保存した。

遺構確認及び遺構掘り下げの際に出土した遺物は、記録作成後に取り上げ、遺構実測図や写真などの発掘調査に関わる記録類とともに、深谷市教育委員会で保管している。

4-1-2　評家成立段階の遺構・遺物

「郡」は、大宝元年（701）の大宝律令制定までは「評」と表記されていたが、幡羅官衙遺跡における古代の遺構は、７世紀後半の評段階に出現する。この段階には、多くの竪穴建物が分布する中に、掘立柱建物や掘立柱塀などの官衙的な施設が造営される。遺跡南東部では、東西60m以上、南北 40m以上の敷地を掘立柱塀で区画した施設が確認され、敷地の内部には、外周を囲う掘立柱塀と同じ主軸方位の掘立柱建物群、四面廂建物と同じ主軸方位の一群、さらに別の主軸方位をもつ掘立柱建物群がある。

この区画の当初の施設は外周の掘立柱塀とそれに沿う掘立柱建物であり、区画内の大部分は広場だったと考えられる。掘立柱塀に沿って建てられた掘立柱建物５棟は全て側柱式で、そのうち南西部に位置する第 50 号建物跡は、同時期の他の建物と比べて規模が大きく、中心的な建物と思われる。区画内には、この他に土取り穴とみられる大型土坑が２基確認されている。敷地外の廃棄土坑からは、多量の土器とともに饗宴の残滓とみられる動物遺存体が出土している。こうした遺構・遺物から、この区画施設が郡家の前身である評家の主要な官衙施設であったと推定される。また、この区画の周囲には、溝で区画した敷地や、それに伴う２×２間の小規模な倉庫などがみられたが、今のところ、内部の詳細は不明である。

竪穴建物は、幡羅遺跡全体及び下郷遺跡に分布している。その中に、２×２間程度の小規模な高床倉庫や、６×３間、５×２間の比較的規模の大きな掘立柱建物が存在する。それらの掘立柱建物には官舎が含まれている可能性もある。竪穴建物群の中に官舎かとみられる掘立柱建物などが混在する様相は、正倉や実務官衙などが竪穴建物群とは占地を別にして整備されている７世紀末以降の官衙とは状況が大きく異なっている。これは、７世紀後半段階における評の官衙（評家）の一つの特徴を示すものであり、在地における公的機関として未成熟な評家の姿が浮かび上がり、７世紀末以降の評家から郡家への変化がわかる点でも重要である。

4-1-3　郡家の遺構・遺物

（1）正倉院

第３次調査区（東から）

主に稲穀類を収納・保管した倉庫である正倉群は、その建ち並んだ敷地が溝などで囲繞されていることが多い。この敷地やそこに建てられた正倉群を正倉院という。幡羅遺跡では、南西から北東へ走る道路の北西に、溝で囲まれた正倉院が、南北に２か所並んで設けられている。正倉院（北）は、南北約 135m、東西約 80mの規模で、北西及び北東隅には古墳の墳丘を残し、それ以外の古墳は壊して造営されている。外周区画溝に沿って、正倉１棟分の間隔を空けて２棟の正倉が直列に並ぶ。いずれも、掘立柱建物から壺地業を伴う礎石建物へと建て替えられる。主軸方位は、北から約 40 度東に振れる。

正倉院（南）は、南北約 90m、東西約 220mの規模で、北辺溝付近の第３次調査区では６期の変遷を辿る正倉列を確認した。４期目の８世紀後葉までは掘立柱建物で、５期目の９世紀初頭には総地業を伴う礎石建物へと建て替えられ、６期目の９世紀末には再び掘立柱建物になっている。礎石建物の１棟は、礎石直下の中層を念入りにつき固める特殊な工法が用いられ、床面積約 90 ㎡で、遺跡内で最大規模の倉である。礎石建物は南辺区画溝を埋めてから建てられたとみられ、9 世紀初頭には、正倉院（南）が南に約 80m拡張されていることが判明している。主軸方位は約 30 度東に振れ、正倉院（北）とはやや異なる。

出土遺物のほとんどは正倉院成立前と廃絶後のもので、この遺物がみられない期間を正倉院の存続時期とすると、正倉院が存続した時期は７世紀末頃～10 世紀前半と推定できる。一部の礎石建物跡周辺からは炭化穀類が出土し、正倉が火災に遭ったことを示している。

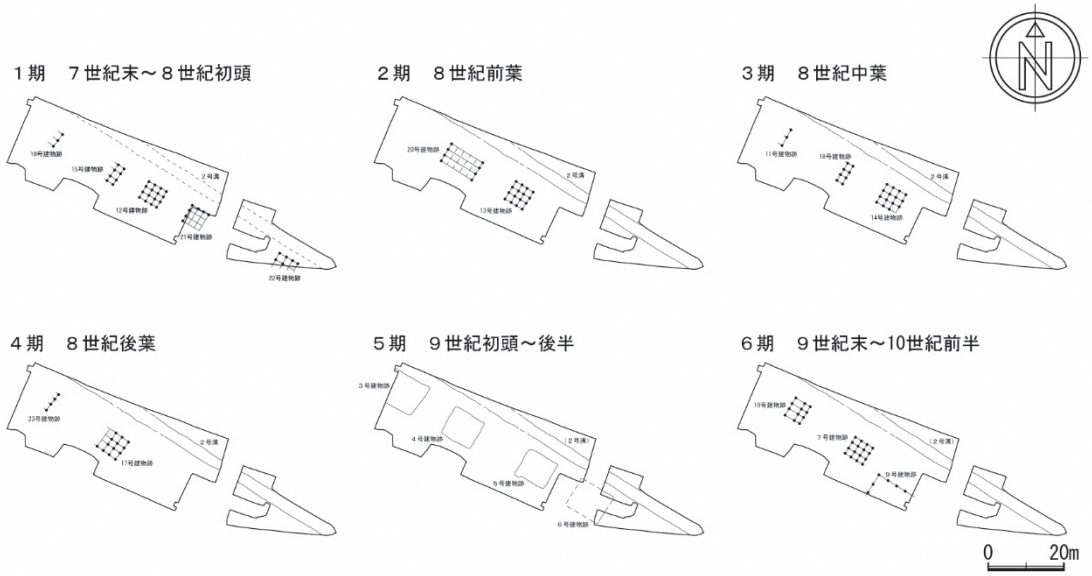

図 34 正倉院（南）遺構配置図

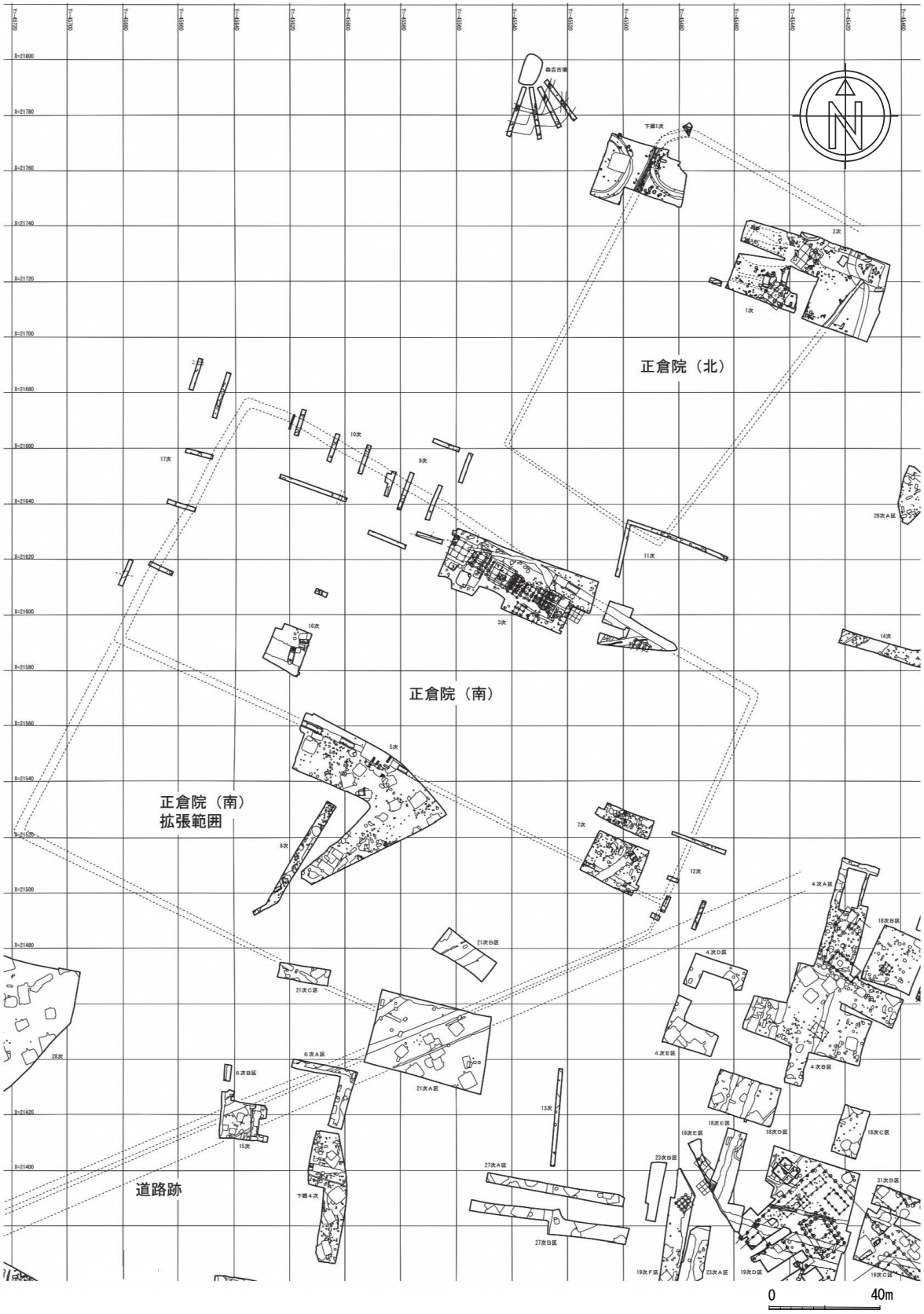

図 35　正倉院全体図

（2）館

幡羅官衙遺跡では、7世紀後半段階の主要な官衙施設の区画を利用した館とみられる遺構が確認されている。7世紀末頃に設けられたもので、東西 60m以上、南北 40m以上の敷地を有し、外周区画塀は旧来の塀を踏襲し、区画内は新設された掘立柱塀で仕切られる。7世紀後半の施設の主軸方位は、北から約 45 度東に振れるが、7世紀末頃に設けられた施設は、北から約 55 度東に振れる。

塀で仕切られた北西の区画には、5×3間の身舎に7×4間の廂がつく四面廂（しめんびさし）建物（ＳＢ47）を主殿として、脇殿や前殿などが建てられる。四面廂建物は、柱径が 35 ㎝と太く、平面規模も遺跡内でこれまでに確認されている建物では最大である。

敷地外の廃棄土坑（ＳＸ３・４）からは、前段階から引き続いて多量の土器と共に廃棄された食物残滓が出土しており、貝類（ハマグリ・アカニシ）、哺乳類（シカ・イノシシなど）、魚類（ニシン科・コイ・フナ・アユ・サケ科・アジ科・タイ科・カツオ・サバ属など）、鳥類（スズメ目・キジ科・カモ亜科など）の他、バフンウニなどといった動物遺存体が確認されている。四面廂建物を中心行われた饗宴に伴う廃棄物の可能性があり、文献史料には記されていない、地方官衙で行われた饗宴の様子をうかがい知ることができる。この館の存続期間は8世紀前葉までと短く、その性格や機能の特殊性を示唆している。

廃棄土坑から出土した土師器・須恵器

廃棄土坑から出土した動物遺存体など

人面線刻土製品

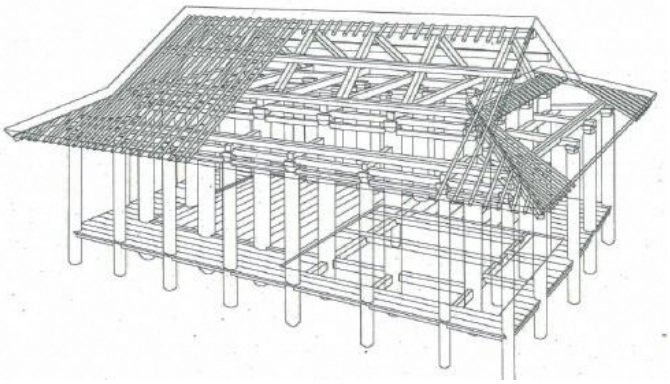

出典：国史跡指定シンポジウム「飛鳥時代の役所と地域社会予稿集」2018.11　深谷市教育委員会

図 36　四面廂建物跡復元図

第 47 号建物跡（SB47）

第 95 号竪穴建物跡・第 23 号特殊土坑遺物

図 37　館全体図

（3）実務官衙

７世紀末頃から９世紀前半にかけての、掘立柱建物群で構成されたブロック群や溝で囲繞されたブロックが７か所（Ａ～Ｇブロック）で確認された。これらは計画的に配置された各種の実務官衙であったと考えられる。

このうち、溝で囲まれたＦブロックの中には８世紀後半の鍛冶工房があり、鉄製品の生産に関わる実務を担っていた施設と思われる。主軸方位は、北から 40～50 度東に振れる。

西別府祭祀遺跡から台地上に上がってすぐの位置にあるＧブロックでは、遺跡内で最も長大な桁行 13 間（31.1m）の建物と、桁行７間の建物がＬ字状に配置されている。南西から延びる直線道路と、崖下に想定される運河とが交わる地点に近接した位置にあることから、水陸交通の接点に置かれた、物資の収納・管理施設など物流に関わる施設であった可能性がある。

その他の建物ブロックについては、個々の性格は明らかではない。Ｄ・Ｇブロックでは、建て替えごとに建物の規模が縮小していくため、時代と共にその官衙ブロックの機能が縮小していったことがうかがえる。９世紀後半には実務官衙域に大きな変化がみられ、二重溝と土塁による方形区画が成立する。主軸方位も大きく変化し、構造も全く異なるものに変化している。

第９号溝跡

第 49 号掘立柱建物跡

第 24・25 号掘立柱建物跡

第 13 号竪穴建物跡

図 38　実務官衙域

（4）道路

遺跡南東側に位置する下郷遺跡第６次調査区から、幡羅遺跡第 12 次調査区付近まで約 330 mの長さにわたって道路跡が確認された。道路は、幅約 60 cm、確認面からの深さ約 15 cmの側溝を伴っている。遺構確認面までの深さが現地表面から約 30 cmと浅いことにもより、側溝は断続的に遺存している状態で、路面に波板状痕跡などは確認されていない。なお、道路の北西側には側溝より幅広の区画溝が道路に沿う形で延びている。

この道路は、ほぼ一直線に延び、路面幅が下郷遺跡第６次調査区では約８ｍ、幡羅遺跡第 21 次調査区では約６ｍとなっており、台地縁辺に向かってやや狭まっているとみられる。それより北東方では道路の痕跡は不明瞭であるが、西別府祭祀遺跡の方へと向かっているとみられる。

西別府祭祀遺跡と接する箇所には、台地から低地へ降りる切り通しの道が現在も存在しており、道路は少なくとも西別府祭祀遺跡までは延びていたものと考えられる。

この道路の建設時期は、幡羅遺跡第 21 次調査区で確認された道路跡と竪穴建物跡との重複関係から、正倉など多くの郡家施設が建設される 7 世紀末頃と考えられる。廃絶時期については明らかではないが、現道に踏襲されていると思われる部分も認められることから、少なくとも郡家存続期間は維持されていたとみられる。

幡羅遺跡第 21 次調査区　全景

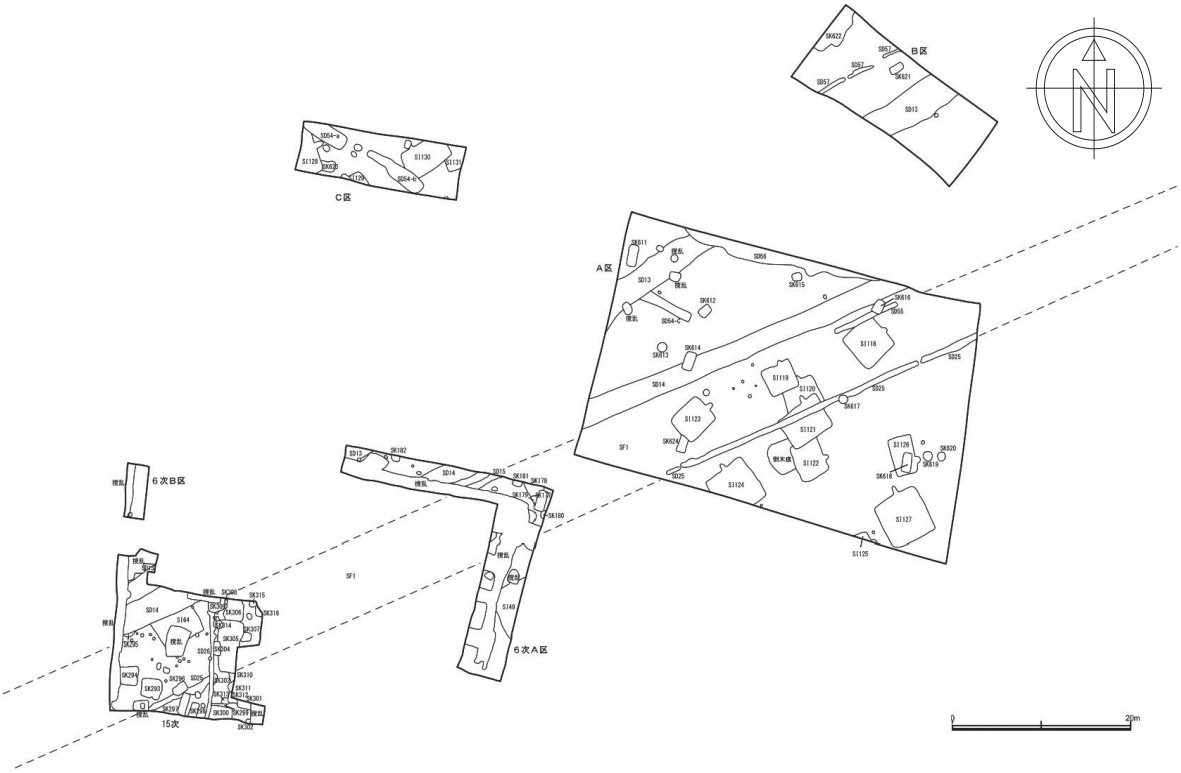

図 39　幡羅遺跡第 1 号道路跡

（5）微地形と官衙施設の分布

幡羅遺跡の現地形はほぼ平坦で、南と西に向かってやや高くなっていくが、発掘調査における遺構確認面の状況から、現地形からはわからない起伏を多く確認することができ、古代には起伏がある地形だったと推定される。図 39 は、遺構確認面の状況から復元した微地形と、7 世紀後半～８世紀代の主な遺構の分布状況を重ね合わせたものである。図示したＡ～Ｄは微高地であったと推定されるおおよその範囲である。

Ａの微高地は崖線に沿って東に張り出しており、正倉院（南）の大部分が立地する。Ｂは南

から遺跡中央に向かって張り出す。その北西部を道路が横切り、東寄りには館がある。また、Ｂの北部及び東縁辺には、実務官衙が位置する。Ａの東端とＢの北東端の間には現状でも視認できる谷地があり、ここからは古代の遺構はほとんど確認されていない。地元では、その周辺を「クボ」と呼んでいる。Ｃは史跡指定地の東側にあたり、標高としてはやや低い。西別府廃寺まで、東に向かってわずかに高くなっていくが、ほぼ平坦であったと思われる。Ｄは中心部に道路、その北側に区画溝がみつかっているが、官舎とみられる遺構はほとんど確認されていない。道路南東側のやや低い場所には集落を構成する竪穴建物や掘立柱建物が多く分布する。このように、微地形と官衙施設の分布には密接な関連が認められる。

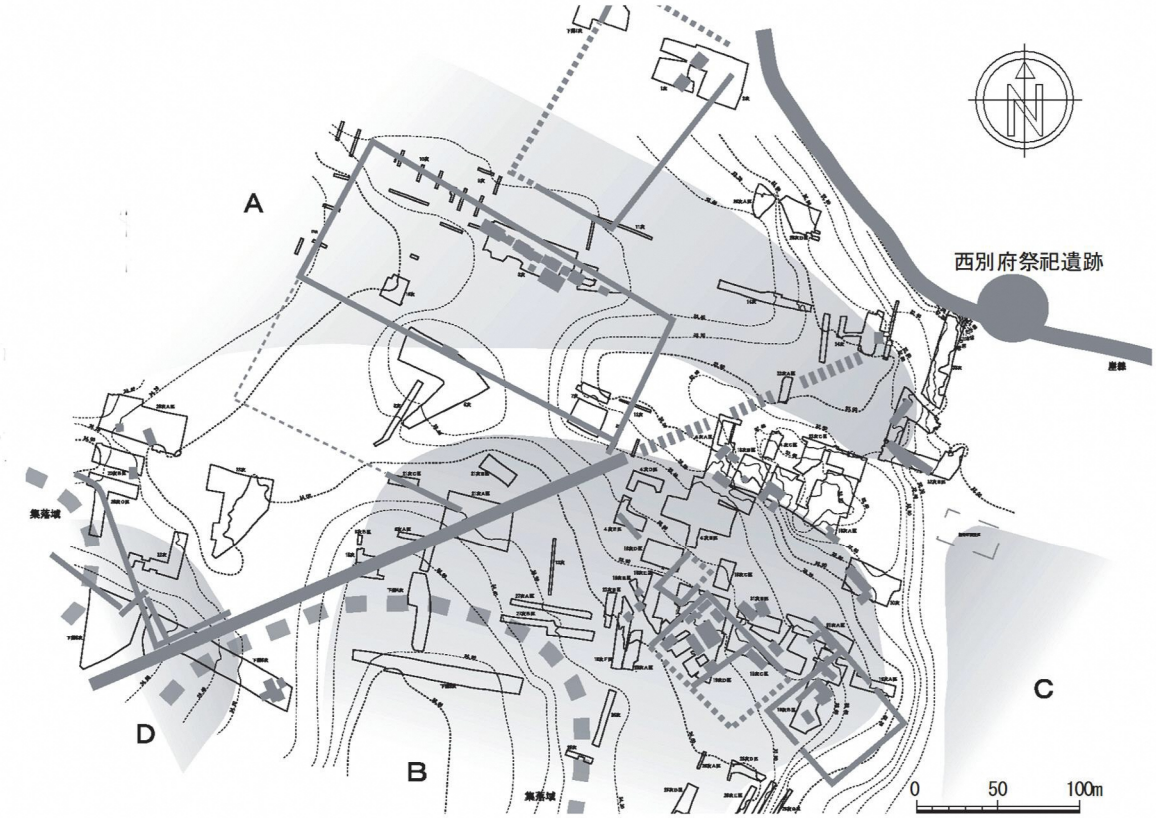

図 40　旧地形（推定）と遺構分布図

4-1-4　その他の時代の遺構・遺物

古代より遡る時代の遺物として、ナイフ形石器や縄文中期後半の土器片が出土している。遺構では、6 世紀前半を中心とする時期の古墳群が北部の台地縁辺で確認されている。古墳時代の集落は確認されないことから、官衙施設が 7 世紀後半に造営され始めるまでは、幡羅遺跡の地は墓域及び空閑地であったといえる。

幡羅郡家は 9 世紀後半頃に構造が大きく変化し、この頃から公的機関としての性格に変化が現れ、10 世紀前半には正倉が廃絶するが、11 世紀前半までは大規模な区画や竪穴建物などがみられる。中世になると、土坑が集中する地点が確認される。その性格については、遺跡西方の東方城跡、熊谷市域にある西別府館跡などとの関係の中で検討する必要がある。

4-2　西別府祭祀遺跡の発掘調査成果

4-2-1　調査などの経過と方法

（1）調査の経過

熊谷市にある西別府祭祀遺跡は、昭和 38 年（1963）、湯殿神社社殿裏にかつてあった大欅の根元付近の湧泉を伴う堀で、地元の小学生が石製模造品を発見したことが発端である。その直後に初めての発掘調査が行われ、多数の石製模造品、土器、土錘などの遺物が検出された。また、同年 11 月には「湯殿神社祭祀遺跡」として市史跡に指定され、昭和 50 年、歴史上及び学術上重要な遺跡として、「西別府祭祀遺跡」の名称で埼玉県選定重要遺跡に選定された。そして、埋蔵文化財包蔵地及び市史跡指定範囲のうち、特に重要な地区が、幡羅官衙遺跡とともに幡羅官衙遺跡群として、平成 30 年（2018）年２月に国史跡に指定された。

なお、国史跡指定を機に行われた本保存活用計画策定作業の中、市史跡の取扱いについて検討がなされ、指定当時には範囲について地番等が明確に示されていないままの指定であったため、市指定範囲を国史跡と同一とし、上位指定の際の解除規定である熊谷市文化財保護条例第７条第４項により、令和３年３月 31 日付けで市指定を解除する予定である。

これ以降、本遺跡では平成４年度（1992）から令和元年度（2019）までに、堀内の調査が１回、台地上の調査が３回、堀北側の低地が２回と、第７次に及ぶ調査を実施した。堀内の調査では、石製模造品のほか土師器、須恵器、土錘などが出土した。石製模造品は、製作途中の未製品や製作時の破片などを含めると 600 点を超え、有孔円板形・勾玉形・剣形・馬形・横櫛形・有線円板形といった形代（かたしろ）と判別できるものが 297 点を数える。台地上では、「器佛」墨書土器や灯明皿が出土した 10 世紀後半の竪穴建物跡や、15 世紀前半～中頃の中世段階の建物跡が検出された。低地では、北へ大きく広がると想定される河川跡が検出され、ここからは習書木簡が出土した。これらの調査により、西別府祭祀遺跡における祭祀は、７世紀後半に始まり、幡羅郡家が整備される律令期へと続き、平安時代の仏事を併用する祭祀を経て 11 世紀前半には終焉を迎えると推定された。なお、その後、中世段階には何らかの建物における祭祀へと変遷し、江戸時代を経て現在の湯殿神社における祭祀へと引き継がれていったものとみることができる。

表17 西別府祭祀遺跡発掘調査一覧表

年 度	調査次	調査期間	調査面積
昭和 38 年（1963）	第１次	S38.4.4 ～ 4.6	29.75 ㎡
平成４年（1992）	第２次	H4.11.19 ～ H5.3.31	2,500 ㎡
平成 17 年（2005）	第３次	H18.2.23 ～ 3.8	25.39 ㎡
平成 19 年（2007）	第４次	H20.3.3 ～ 3.14	33.70 ㎡
平成 23 年（2011）	第５次	H23.10.11 ～ 10.20	64 ㎡
	第６次	H24.1.26 ～ 3.16	192 ㎡
令和元年（2019）	第７次	R1.12.4 ～ 12.5	27 ㎡

「器佛」墨書土器

（2）調査の方法

台地上及びその北側の低地に広がる西別府祭祀遺跡は、低地にある現況の堀において遺物が採取されたのが遺跡発見の契機となったが、台地・低地を問わず遺構・遺物が地中に埋蔵されている状態である。昭和 38 年度（1963）には、遺物が採取された箇所を中心にトレンチによる調査を行った。平成４年度（1992）は、湯殿神社境内北側の堀における公園修景工事に伴う護岸工事などが計画され、それにより施工箇所全体が破壊を受けるため、その施工箇所全てにおいて記録保存の調査を行った。

一方、平成 17 年度(2005)以降の５次にわたる調査は、保存目的の範囲内容確認調査として実施した。そして、幡羅遺跡の調査と同様に、遺構保存の観点から原則として完掘はせず、一部のみ掘り下げを行うに留め、確認された内容について詳細な記録作成を行った。調査後の処置についても幡羅遺跡の調査と同様に行い、現状に復した。

遺構確認及び遺構掘り下げの際に出土した遺物についても、幡羅遺跡の調査と同様に、記録作成後取り上げ、遺構実測図や写真などの発掘調査に関わる記録類とともに熊谷市教育委員会で保管し、適宜活用を図っている。

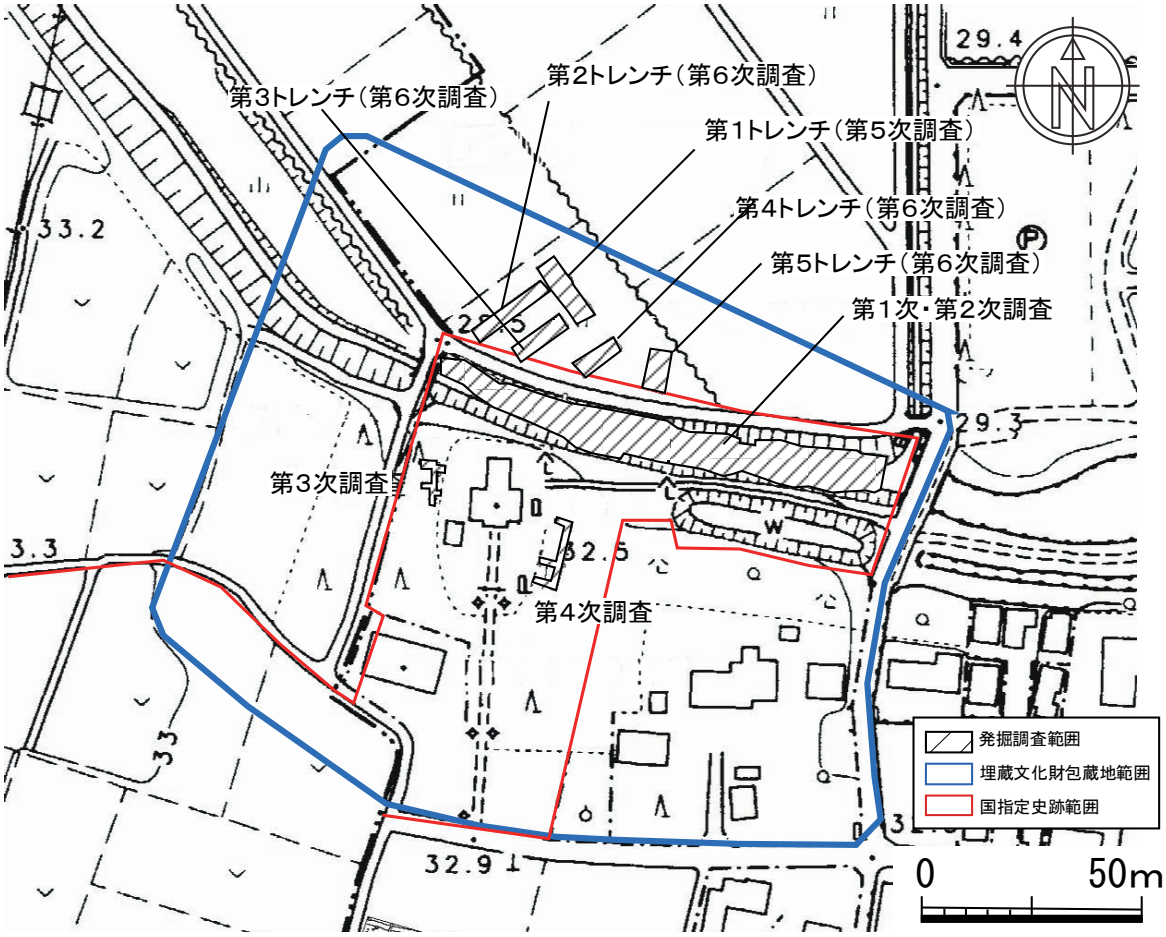

図 41　西別府祭祀遺跡調査地点位置図

4-2-2　調査成果の概要

西別府祭祀遺跡は、櫛挽台地縁辺部及びその北に広がる低地に所在する。昭和 38 年（1963）の遺跡発見直後の調査から平成 23 年（2011）までの調査により、祭祀の内容・変遷や祭祀場の旧地形の様子が判明した。

西別府祭祀遺跡における祭祀の始まりは７世紀後半とみられ、馬形・横櫛形・有線円板形などの滑石製の石製模造品を祭祀具の中心に据えたものであった。この祭祀が行われた場所は、現在の湯殿神社社殿裏の局所的な範囲と推定される。この範囲では上記の石製模造品が大量に出土するとともに、土錘も大量に出土した。これに対して、土器は多少伴う程度であった。この石製模造品による祭祀行為は、おおむね７世紀末まで続けられたと推定される。

幡羅郡家が整備される段階である７世紀末以降には、土器を祭祀具の主体として用いる祭祀形態へと変化していった。これは、８世紀に入り律令制度が確立し、隣接地に幡羅郡家が本格的に整備されたことにより、その郡家に伴う祭祀場となり、政治的・経済的な意味合いの強い祭祀形態へと変化したことを意味するものと考えられる。この祭祀形態の変化とともに祭祀場にも変化がみられ、やや下流へ移動した場所でも広く行われるようになったと推定される。

祭祀に伴い祭祀具が投献された場所は、水を豊富に噴出する湧泉のある地点であったとみられ、かつてはそうした湧泉が多数かつ広範囲に存在していたと考えられる。そして、その豊富な湧水を水源とする河川があり、その川幅は現況の湯殿神社社殿裏の堀幅を遙かに超える規模であった可能性が考えられる。この河床からは、７世紀後半の習書木簡が出土しており、立地からみて、港湾施設（川津）が所在していたことが想定される。

第２次調査区（西半）

石製模造品出土状況

石製模造品（人形・馬形・横櫛形）

「大桑」墨書土器出土状況

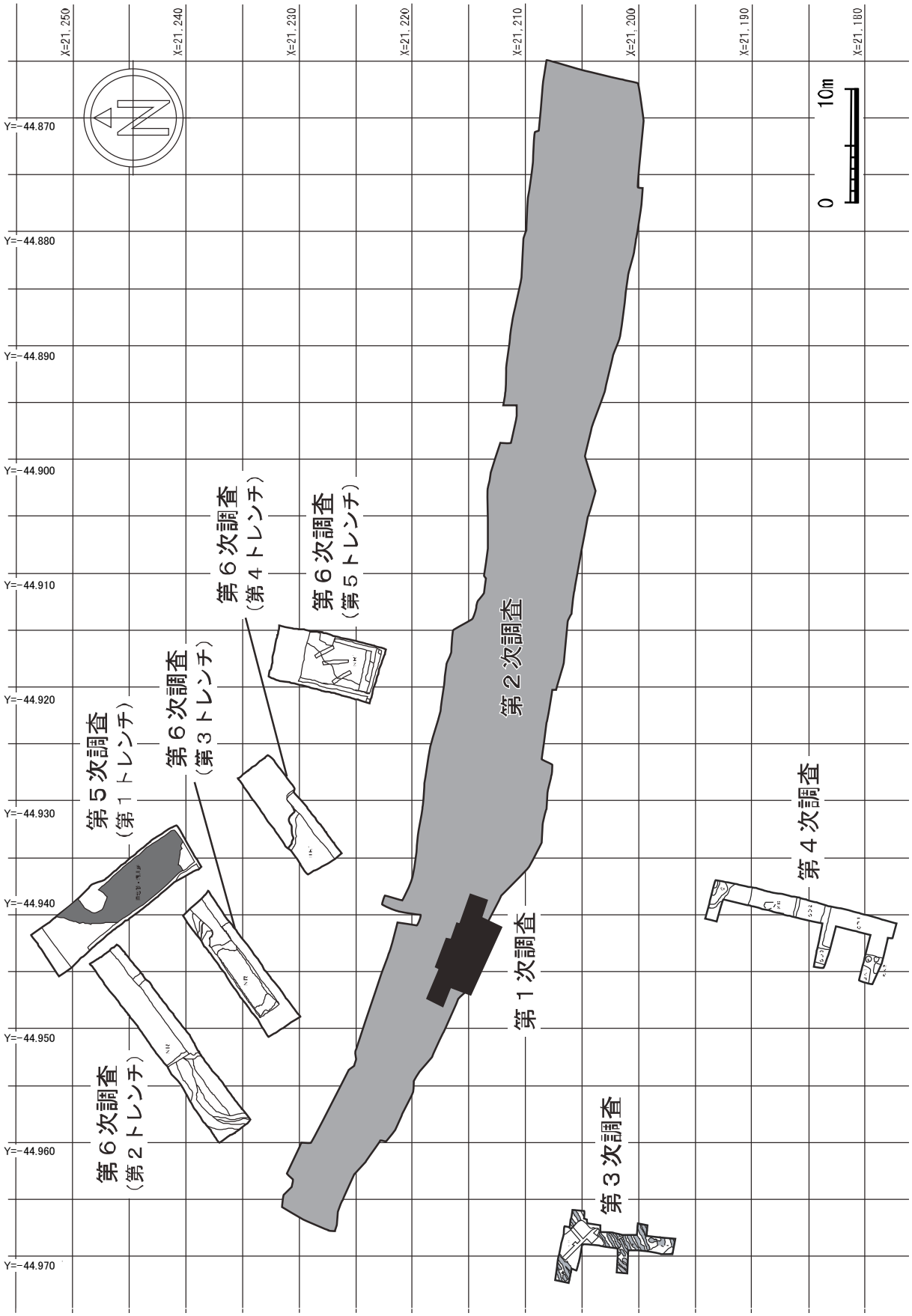

図 42　西別府祭祀遺跡　発掘調査全体図（第１次～第６次調査）

4-3　史跡隣接地区における関連遺跡の発掘調査概要

4-3-1　西別府遺跡の調査成果の概要

西別府遺跡は、西別府祭祀遺跡の南、西別府廃寺の西、幡羅遺跡の東側に位置し、これらの遺跡に囲まれた場所に所在する。第１～４次調査により、幡羅郡家の施設の一部と考えられる官衙遺構が検出され、幡羅遺跡と一体の性格をもつ遺跡と捉えられる。

調査は遺跡範囲の北部及び中央部の２地点において実施し、北部（Ａ区）では第１～３次調査、中央部（Ｂ区）では第４次調査を行った。Ａ区では、竪穴建物５棟、掘立柱建物７棟、土坑８基、溝 11 条（区画溝２条含む）、掘立柱列１列、土塁１か所などの遺構が検出され、二重の溝（第２・３号溝跡）で囲繞された敷地内に掘立柱建物が建つ９世紀前半～11 世紀前半の施設の存在が判明した。Ｂ区では、竪穴建物 12 棟、掘立柱建物１棟、土坑４基、溝８条（区画溝１条含む）などの遺構が検出され、一重の溝で囲繞された区画内に鍛冶工房を含む竪穴建物が造営された８世紀前半～10 世紀初頭の施設の存在が判明した。

出土遺物は、土師器・須恵器・土師質土器、当時の高級食器である緑釉陶器や灰釉陶器などの土器類のほか、隣接する西別府廃寺に使われた軒丸瓦・軒平瓦などがある。

調査区（Ａ区・Ｂ区）全景

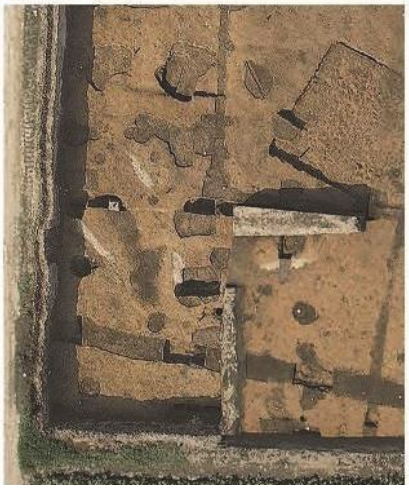
Ａ区　第１～３号掘立柱建物跡

Ａ区　二重区画溝跡（第２・３号溝跡）

Ａ区 第４～７号掘立柱建物跡

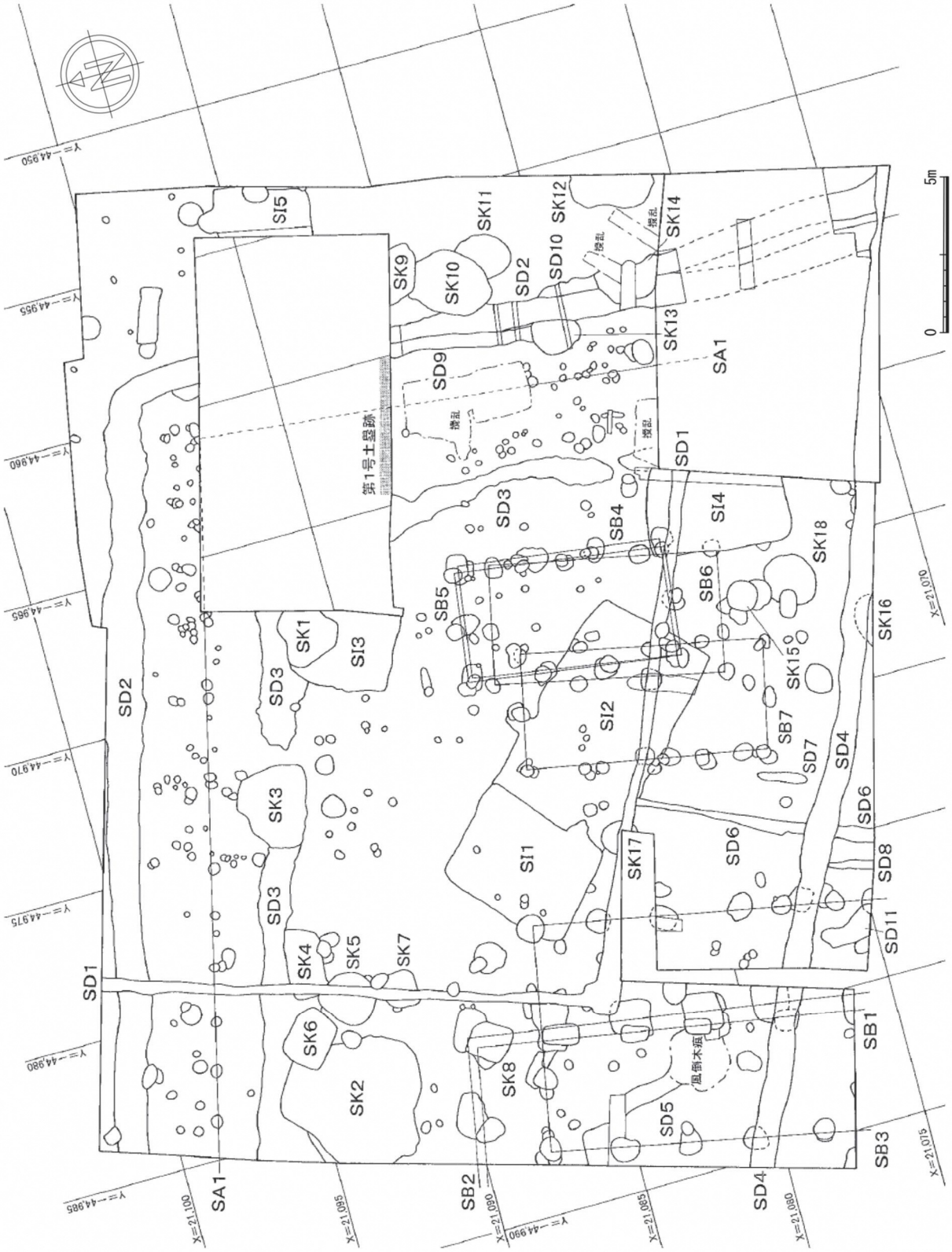

図 43　調査区（Ａ区）遺構配置図

4-3-2　西別府廃寺の調査成果の概要

西別府廃寺は、櫛挽台地縁辺部から約 70m～250m南に寄った、ほぼ平坦な台地上に所在する。寺院地の範囲は、これまでの調査により、東西 160m、南北 220mの長方形平面を呈する規模と推定される。

部分的な発掘調査のため伽藍配置は不明であるが、基壇を持つ建物跡１棟が確認されたほか、30m程の距離を置いて並列する建物 （版築地業跡）の存在が推定されている。また、伽藍地及び寺院地内には小鍛冶工房の竪穴建物跡３棟が検出されており、釘などの建築部材を寺に供給する工人が活動していたことが推測される。

平成２年度（1990）に第１次調査、平成４年度（1992）に第２次調査、平成 28 年度（2016）に第５次調査が実施され、多量の瓦、瓦塔、土師器、須恵器、羽口、鉄釘などが出土している。

このような遺物や遺構から、８世紀初頭から少なくとも 10 世紀末まで存在し、郡家と並立し密接な関係を持っていた古代寺院であったと考えられている。

第１号建物基壇跡

第１号瓦溜り状遺構
（複弁８葉蓮華文軒丸瓦などの出土状況）

出土軒丸瓦

出土瓦塔・瓦堂

図 44　調査区位置と遺構配置図

4-3-3　下郷遺跡の調査成果の概要

深谷市下郷遺跡は、郡家跡である幡羅遺跡の北・西・南側を取り囲む形で所在する大規模な古代集落遺跡である。

都市計画道路建設に先立つ発掘調査が深谷市教育委員会によって実施され、竪穴建物、掘立柱建物などの遺構が多く確認され、円面硯や帯金具、刀子を含む多量の遺物が出土している。粘土採掘坑や土師器窯も確認されており、土師器生産も行われていた集落遺跡である。

存続時期は幡羅郡家とほぼ併行しており、幡羅遺跡で官衙施設が整備される７世紀末頃から遺構分布が拡大する。９世紀には幡羅遺跡から南に約１㎞、西に約 300ｍに及ぶ広範囲を占める。郡家が衰退に向かう 10 世紀頃からは、竪穴建物等の分布域が幡羅遺跡周辺近くに限定されてくる。こうした変遷から、この集落の盛衰は、幡羅郡家の変遷と連動していると考えられ、郡家と密接な関係にあった集落であったと推定される。

重複する竪穴建物跡

掘立柱建物跡（６間×３間）

道路跡

墨書土器「坡」

4-3-4　大竹遺跡の調査成果の概要

熊谷市大竹遺跡は、西別府遺跡の南、下郷遺跡の東に隣接して立地する集落である。７世紀後半から 10 世紀前半までの竪穴建物跡が検出された下郷遺跡の集落と連続し、一体の遺跡であった可能性がある。

平成 24 年度の第１次調査は、遺跡の北西部において実施され、竪穴建物跡 11 棟、掘立柱建物跡２棟等が検出された。限られた範囲での調査結果であるが、幡羅郡家が整備される頃の７世紀末～８世紀初頭の時期が、集落が最も繁栄する時期である。また、当該期の竪穴建物跡１棟から挂甲小札片が出土しており、幡羅郡家の軍事的機能について考察する上で貴重な情報を提供している。

調査区（Ａ区・Ｂ区）全景

第８号竪穴建物跡の遺物出土状況

第 10 号竪穴建物跡の挂甲小札出土状況

４-４　幡羅官衙遺跡群及び周辺関連遺跡の変遷

幡羅官衙遺跡群では、官衙施設が７世紀後半から造営され始める。掘立柱塀で区画された主要な官衙施設や、その他の官衙的建物等が竪穴建物群と混在するあり方は、後の郡家の構造とは大きく異なっている。この頃、西別府祭祀遺跡においては石製模造品を用いた祭祀が始まる。

７世紀末頃以降、郡庁は未確認であるが、正倉・館・実務官衙等の諸施設が整備される。幡羅遺跡の中央を東西に斜行する道路を挟んで、北西側に正倉院、南東側に館・実務官衙が造られる。こうした整備によって官衙域と集落域は分かれ、集落は下郷遺跡や大竹遺跡に集中的に営まれるようになる。また、西別府廃寺の東に隣接する西別府館跡でも古代の集落が確認されており、集落はかなり広範囲に及んでいたとみられる。西別府祭祀遺跡で行われていた祭祀は、７世紀末以降、土器を祭祀具とした形態へと変化する。やや遅れて８世紀初頭には西別府廃寺が建立され、籠原裏古墳群は造営が終了する。このように、幡羅郡家が整備される時期には、各遺跡に大きな変化がみられる。

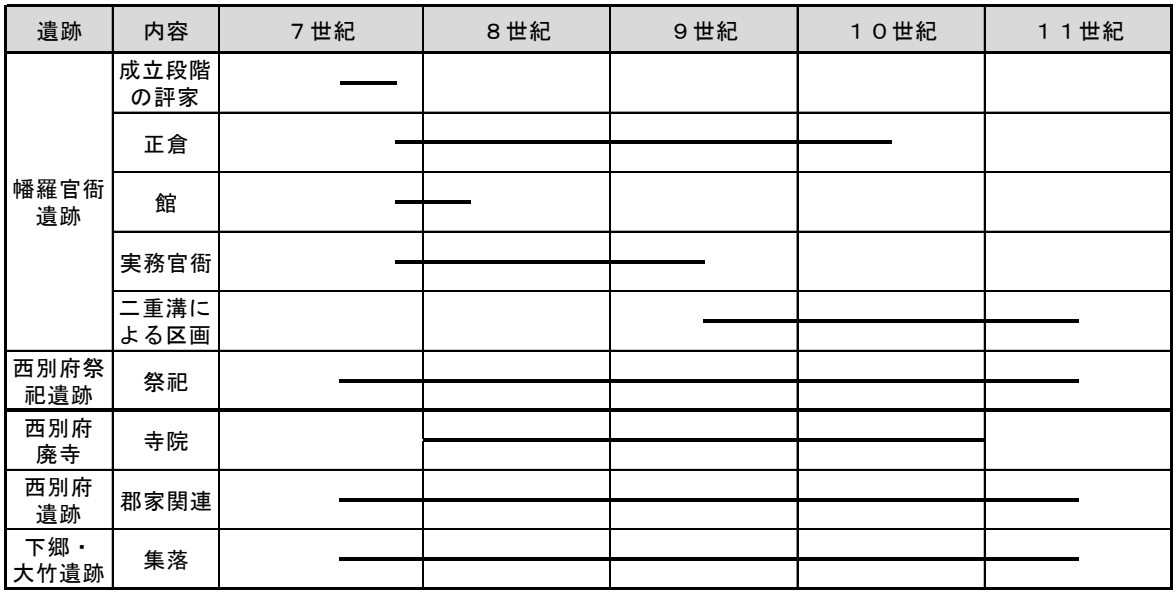

図 45　幡羅官衙遺跡群及び周辺関連遺跡の消長図

幡羅郡家の正倉院は、北と南の２ブロックがあり、正倉院（南）の調査成果から、６時期の変遷がたどれる。７世紀末頃～８世紀後葉の１～４時期目の正倉は掘立柱建物で、９世紀初頭～後半の５時期目は礎石建物に建て替えが行われ、建物規模は最大になる。正倉院（北）では、礎石建物へと建て替えられる前の掘立柱建物が１時期しか認められないことから、８世紀後葉頃に新たに増設された正倉であった可能性が考えられる。また、９世紀初頭には、正倉院（南）の敷地が南に拡張されている。９世紀末～10 世紀前半の最終段階には、正倉は再び掘立柱建物となり、建物規模が縮小する。そして、10 世紀後半には正倉院は廃絶し、跡地に竪穴建物が建てられるようになる。

館は７世紀末頃に整備される。ただし、検出した館は８世紀前葉をもって廃絶し、その後、

その敷地跡にはほとんど遺構が認められない。実務官衙は、７世紀末頃～８世紀前葉、８世紀中葉～後葉、９世紀前半の３時期の変遷が辿れる。９世紀前半には全体的に小規模な建物が多くなり、実務官衙のもつ機能に変化があったことがうかがえるが、この頃に建物規模が最大となっている正倉院とは様相に大きな違いがみられる。実務官衙域は、９世紀後半に構造や主軸方位などが大きく変化する。この時期に成立する２重溝による区画施設は、西別府遺跡の区画と東西に並び、11 世紀前半まで存続するが、多くの郡家が衰退に向かう時期とも重なり、公的機関としての性格が変化し、郡家とは異質な面を強くもつようになった可能性が考えられる。弘仁９年（818）に起きた大地震の地震痕跡は遺跡内では確認されていないが、幡羅郡家も大きな被害に遭ったと推定され、上記の実務官衙域にみられる大きな変化はこの震災と関係していた可能性についても検討する必要がある。

西別府廃寺は、11 世紀以降には伽藍が失われたとみられ、西別府祭祀遺跡で連綿と行われた祭祀も、幡羅遺跡と同様、11 世紀前半に終焉を迎える。また、10 世紀頃になると集落も幡羅遺跡周辺に分布域が縮小してくる。

このように、幡羅官衙遺跡群及び周辺関連遺跡では、郡庁を除く郡家の全体像、郡家と密接に結びついた祭祀や寺院のあり方、郡家周辺の集落景観、そして、それらの変遷の様相が判明してきている。